海岸協力団体の指定フロー

準則のポイント

おおむね三ヶ月間

公募

◆**募集要領の作成**

申請

◆**申請資格**<処理基準>
- 代表者の定め、組織、運営に関する事項の規約等、適切な会計処理等が行われている
- 5人以上・5年以上
- 暴力団又はそれらの利益となる活動を行わない、宗教活動又は政治活動を目的としない、直近1年間の税を滞納していない、公序良俗に反する行為を行っていない
- 海岸協力団体の名称を他の活動に使用しない

◆**申請書類**<処理基準>
- 申請書、申請資格関連書類、活動実績報告書、活動実施計画書等

確認・審査

◆**申請資格の確認**<処理基準>
- 申請資格関連書類を確認

◆**活動実績報告書、活動実施計画書の審査**<処理基準>
- 活動実績の審査：継続性、公共性、活動姿勢
- 活動実施計画の審査：実効性、貢献度、協調性

指定

◆**指定**<処理基準>
- 指定証の発行（対象区域を明記）、指定番号の登録

指定の通知

◆**指定・非指定の通知**<処理基準>
- 指定、非指定結果（非指定理由）の書面による通知

活動状況の確認

◆**定期報告**
- 年1回以上活動内容を確認

◆**臨時報告**
- 活動状況に疑義のある場合等には臨時報告を求める

活動内容の改善
指定の取消し

◆**活動内容の改善措置**
- 必要に応じて改善措置を命ずる、又は指導若しくは助言を行う

◆**指定の取消し**
- 改善措置の命令に違反した場合
- 偽りその他不正の手段により指定を受けた場合
- 海岸協力団体から指定の取消の申請があった場合

海岸管理者が行うもの
申請者が行うもの